

議案第 5 4 号

岩倉市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

岩倉市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 8 月 2 6 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和46年岩倉市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「様式第1による宣誓書に」を「様式第1による宣誓書を」に、「に署名しなければ」を「を任命権者に提出しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。